

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	下関市 35201
地域名 (地域内農業集落名)	吉田地区 (中之岳集落、湯谷集落、南足河内集落、北足河内集落、上市集落、中市集落、下市集落、上貞恒集落、中貞恒集落、宗地集落、埴生口集落、柳瀬集落、今山集落、大上集落、金ヶ峠集落、向河内集落、下川久保集落、小倉集落、駒辻集落、土井集落、向土井集落、諏訪集落、錦町集落、上肥田集落、下肥田集落、木屋集落)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	192.0 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	176.2 ha
② 田の面積	185.8 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	5.7 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	7.7 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	50.6 ha
(参考)区域内における70才以上の農業者の農地面積の合計	— ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	— ha
(備考)⑤は、吉田地区内で引き受ける意向のあるすべての農地面積の合計。	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における70才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

当地域は、三方が菊川町(旧豊浦郡菊川町)、美祢市、山陽小野田市と隣接し、下関市の北東部の水田が広がる中山間地域であり、水稻、麦、大豆等の土地利用型作物だけでなく、なす、さといも等の園芸作物の生産も盛んに行われている。

地域内の担い手のうち、法人は不在地主や高齢化により営農を断念した農地を中心に集積して、水稻、小麦、大豆等の土地利用型作物の経営を行い、農地の維持管理に取り組んでいる。また個人の認定農業者と担い手は水稻や野菜を主体とした経営を行っている。

今後、離農や高齢化が進み、遊休農地の発生が懸念されることから、持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、法人や地域の担い手を確保・育成しつつ、地域住民などを交え地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が喫緊の課題である。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

ほ場整備実施中の諏訪地区においては、(農)吉田ファームに集約化を進め、肥田地区については、(農)吉田ファームと認定農業者である2経営体に集約化を進める。

また、地域内外から農地を利用する者を確保し、担い手への農地の集約化に配慮しつつ、農業を担う者への農地の再分配を進めることができるように必要な条件整備を実施し、地域と担い手が一体となって農地を利用していく体制の構築を図る。

農地の集積・集約化を進め、さらに農作業の効率化を図るため、スマート農業の導入を進める。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
農地中間管理機構への貸付けを進めつつ、担い手(集落営農法人、認定農業者)への農地の集積・集約化を基本としつつ、担い手の農作業に支障がない範囲で農業を担う者により農地利用を進める。			
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	49.9	%	将来の目標とする集積率
			80.0 %
(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標			
農地中間管理機構を通じて担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を進める。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1) 農用地の集積、集団化の取組	
吉田地区の遊休農地の発生を防止するため、離農や経営規模を縮小する出し手がいる場合は、(農)吉田ファームを中心に農地の集約化を図っていく。 ほ場整備が実施されている諏訪地区の農地利用は、ほ場整備完了後は(農)吉田ファームが担い、肥田地区の農地利用は、ほ場整備完了後は、(農)吉田ファーム及び個人の認定農業者を中心に農地の集約化を図っていく。	
(2) 農地中間管理機構の活用方法	
農業をリタイヤ・経営転換する人は、原則として機構に貸し付ける。 担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。	
(3) 基盤整備事業への取組	
農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、諏訪地区及び肥田地区において、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む。 吉田上、吉田北地区については、ほ場の再整備事業を検討する。 老朽化しつつある水路や農道については、永続的に農業生産を行うための農地及び体制を整備する。	
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組	
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、吉田地区担い手確保協議会を中心に、市、県及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。	
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組	
作業の効率化が期待できるヘリ防除作業や水稻育苗は、山口県農業協同組合への委託を活用する。	

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

①イノシシやシカの目撃や被害発生場所等の情報の共有化を図り、侵入防止柵やネット等の設置や捕獲檻の設置により鳥獣害防止対策を行う。また侵入防止柵の設置にあたっては、補助金の活用を検討しながら、従来の集落全体を囲む方法に加え、ほ場全体を囲む方法にも取り組む。
③農作業の効率化を図り、省力化や作業負担の軽減を図るため、スマート農機の導入を進める。
⑨畜産農家と連携した堆肥散布や飼料作物の栽培などを行い、耕畜連携に取り組む。
⑩新規・特産化作物の導入方針については、山口県農業協同組合、下関農林事務所の情報提供や提案を受けながら、地区にあった作物を検討し、取り組む。
地域内では、今後、不在地主が増加し、貸付の意向を把握することが一層難しくなることが想定されるため、関係機関と連携して情報収集を行い、農地集積が円滑にすすむよう努める。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 16 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
認農	①	水稻、小麦、大豆、WCS	86.9 ha	ha	水稻、小麦、大豆、WCS	107.9 ha	ha	①	
認農	②	野菜	0.8 ha	ha	野菜	0.8 ha	ha	②	
認農	③	水稻、野菜	1.3 ha	ha	水稻、野菜	6.6 ha	ha	③	
認農	④	野菜	1.9 ha	ha	野菜	4.9 ha	ha	④	
認農	⑤	水稻、野菜	4.7 ha	ha	水稻、野菜	4.7 ha	ha	⑤	
利用者	⑥	水稻	0.3 ha	ha	水稻	0.3 ha	ha	⑥	
利用者	⑦	水稻	0.9 ha	ha	水稻	0.9 ha	ha	⑦	
利用者	⑧	水稻	0.9 ha	ha	水稻	0.9 ha	ha	⑧	
利用者	⑨	水稻、野菜	4.2 ha	ha	水稻、野菜	4.2 ha	ha	⑨	
利用者	⑩	水稻、野菜	1.0 ha	ha	水稻、野菜	1.0 ha	ha	⑩	
利用者	⑪	水稻、野菜	1.0 ha	ha	水稻、野菜	1.0 ha	ha	⑪	
利用者	⑫	水稻	2.5 ha	ha	水稻	2.5 ha	ha	⑫	
利用者	⑬	水稻、野菜	2.6 ha	ha	水稻、野菜	2.6 ha	ha	⑬	
利用者	⑭	水稻、野菜	1.7 ha	ha	水稻、野菜	1.7 ha	ha	⑭	
利用者	⑮	水稻	2.1 ha	ha	水稻	2.1 ha	ha	⑮	
利用者	⑯	水稻	2.4 ha	ha	水稻	2.4 ha	ha	⑯	
利用者	⑰	野菜	1.7 ha	ha	野菜	1.7 ha	ha	⑰	
利用者	⑱	水稻	0.5 ha	ha	水稻	0.5 ha	ha	⑱	
利用者	⑲	水稻	0.9 ha	ha	水稻	0.9 ha	ha	⑲	
計	19経営体		118.3 ha	0 ha		147.6 ha	0 ha		

- 注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。
- 2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。
- 3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。
- 4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。
- 5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

- 注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。
- 注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。
- 注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。